

指宿庁舎クラウド型電話交換機及びモバイル子機端末導入に関する環境構築業務委託仕様書

1 業務名

指宿庁舎クラウド型電話交換機及びモバイル子機端末導入に関する環境構築業務委託

2 目的

指宿市（以下「本市」という。）の指宿庁舎（以下、「本庁舎」という。）の電話交換機（以下「P B X」という。）は、耐用年数が経過し、更新が必要な時期を迎えている。

本庁舎は、災害時に災害対策本部が設置されるが、万一、P B Xが故障した場合、電話回線が不通となることから、更新するP B Xは、災害に強いクラウドP B Xが望ましいと考えている。

一方で、本庁舎以外の庁舎のP B Xについては、更新年度が異なるため、しばらくの間、現状のまま使用することとし、更新時期に合わせて必要に応じてクラウド化を検討することとする。

次に、子機端末について、現在、有線電話やP H Sを子機端末として使用しているが、P B Xの入替えに合わせて、モバイル子機端末（スマートフォン）に入替え、外出先でも子機端末として使用できることで、市民サービスの向上を図ることとする。

更に、将来的には、スマートフォン用アプリの導入などにより、令和5年3月に策定した「指宿市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進ビジョン」に基づくデジタル化の推進に寄与するものである。

3 業務の内容

本庁舎のP B X並びに本庁舎、山川庁舎、開聞庁舎、ふれあいプラザなのはな館及びいぶすき農業支援センターの内線電話機器の入替え並びに入替えた機器の保守業務

4 運用開始日

令和6年度中に運用開始することとし、運用開始日は、別に協議する。ただし、運用開始日の1月前までに全ての機器の導入を完了させ、モバイル子機端末による内線電話網を構築すること。

5 使用期間・保守期間

- (1) クラウドP B Xの使用期間は、機器導入完了日から6年間とする。
ただし、本庁舎以外の庁舎のP B Xの耐用年数が経過した際は、今回導入するシステムへの移行を含め、個別に協議することとする。
- (2) モバイル子機端末の使用期間は、機器導入完了日から6年間とする。
ただし、期間中に1回以上の機種変更を行うこととする。

6 システムの仕様

(1) P B X

- ① クラウド型とする。
- ② 本庁舎以外の庁舎の既存P B Xと連携できること。
- ③ 本庁舎以外の庁舎の既存P B Xの耐用年数経過後に今回導入するP B Xに順次移行することができること（移行を約束するものではありません。）。
- ④ 代表電話を受電するI P電話機を3台以上接続でき、受電するI P電話機の切替が容易にできること。
- ⑤ モバイル子機端末を内線電話として登録し、I P電話機から通話を転送できること。
- ⑥ モバイル子機端末の通話を、他のモバイル子機端末に何度でも転送できること。
- ⑦ モバイル子機端末からの発信時、代表電話番号を相手方に表示することができること。
- ⑧ モバイル子機端末の内線番号の設定が容易であること。
- ⑨ グループ内線を作ることができること。

(2) モバイル子機端末

- ① インターネット通信ができるデータ通信機能を有する同一機種とし、300台（充電器を含む。）レンタル提供すること。
- ② 防水機能を有すること。
- ③ カメラを内蔵していること。
- ④ Android11 又は iOS15 以上の OS がインストールされていること。
- ⑤ モバイル子機端末からの通話及びデータ通信は、国内において4G又は5Gでの接続が可能であること。
- ⑥ 月間のデータ通信量が5GB以上のプランであること。
- ⑦ 原則、国内通話が無制限のプランであること。
- ⑧ データ通信量及び通話のプランについては、運用開始後に使用状

況の調査を行い、適正化に向けた変更が可能であること。

- ⑨ ウイルス対策用アプリの導入や本市に不要なアプリの削除，初期内線電話番号の設定など，キッティング作業を実施すること。
- ⑩ モバイル子機端末管理用のサービスを導入し，必要な支援を行うこと。
- ⑪ 故障時は，無償で修繕又は交換を行うこと。

(3) その他必要な機器等

- ① 指宿庁舎図面【別記1】に示す1階宿直室に1台，2階電話交換室に2台のIP電話機を設置すること。
- ② 指宿庁舎図面【別記1】に示す2階電話交換室から1階宿直室までの配線工事を行うこと。
- ③ 他4庁舎の既存PBXに接続するために必要な機器等を設置すること。なお，他4庁舎の既存PBX構成については，既存PBX構成図【別記2】のとおりであり，機器設置場所は，別に協議する。
- ④ 本庁舎に設置されている既存PBXを撤去すること。
- ⑤ 前①から④について，調査等が必要な場合は，事前に総務課と協議すること。

7 その他

(1) 導入作業等

- ① 機器などの搬入・撤去に当たっては，本市と調整の上，受注者の負担で実施すること。
- ② 搬入場所及び搬入日については別途協議すること。
- ③ 梱包や運送のための段ボールなどは，受注者が撤去すること。

(2) 動作確認及びテスト

- ① 動作確認やテストは，本市と事前に協議し，確認結果やテスト結果は本市の承認を得ること。

(3) 運用マニュアル及び手順書

- ① 本システムの運用に必要な操作マニュアルについて，管理者向けと利用者向けの2種類作成し，提出すること。

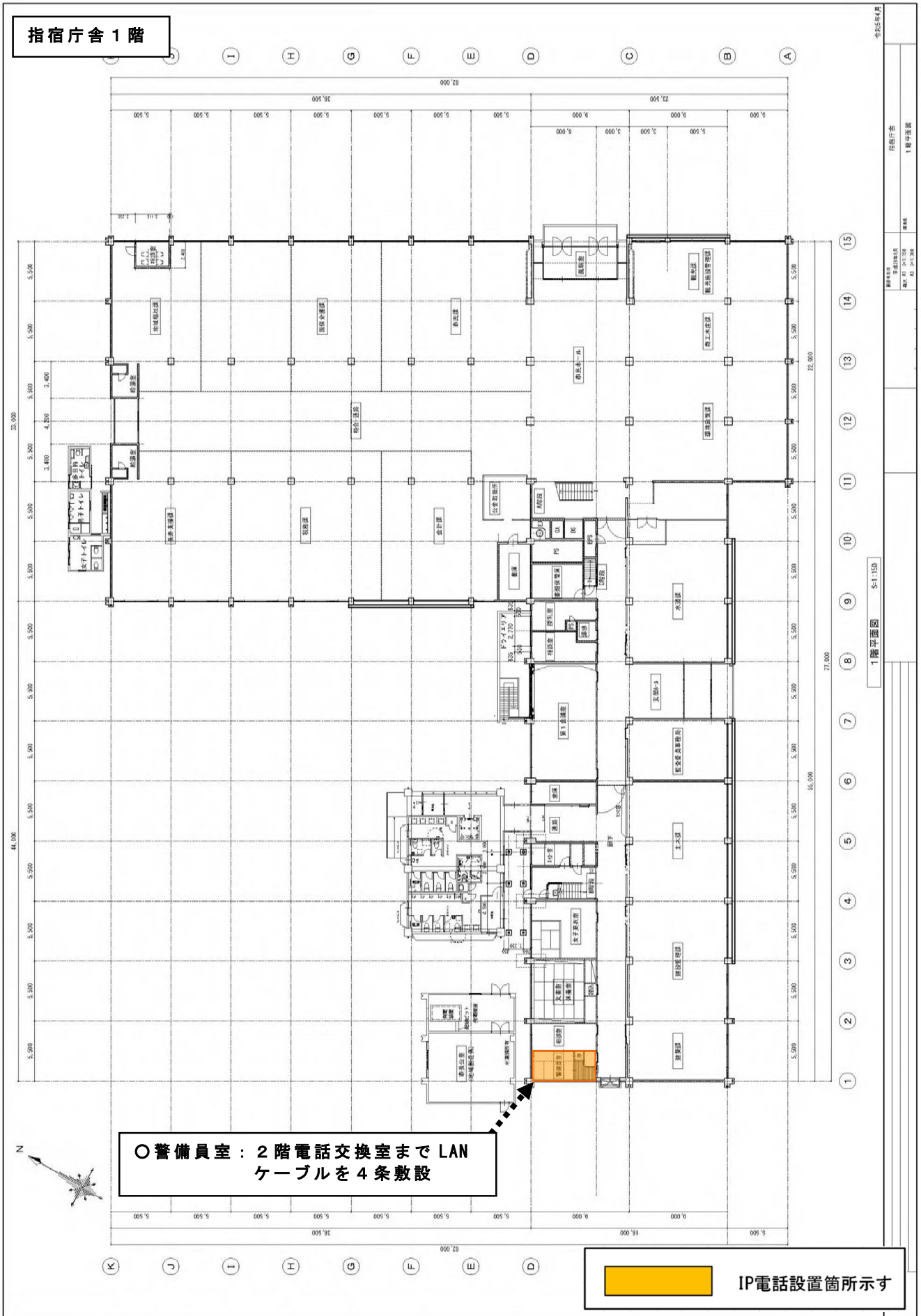
(4) 操作教育

- ① 前号のマニュアルを元にした説明会を実施すること。
- ② 説明会は，管理者向けと利用者向けを分けて実施すること。
- ③ 管理者向け説明会は2時間程度とし，本市会議室で実施すること。
- ④ 利用者向け説明会は，1時間程度の説明動画の提供をもって実施

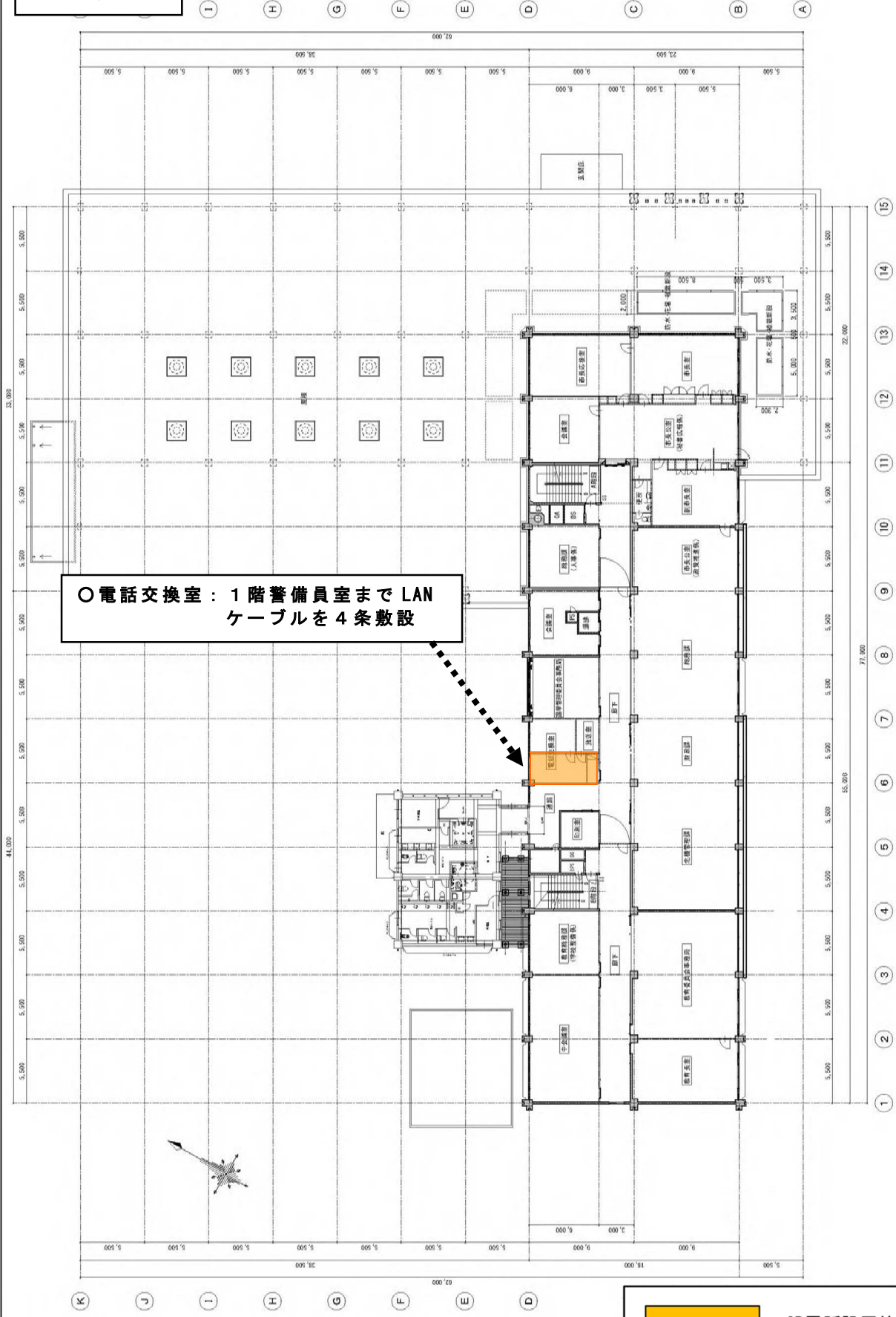
したこととする。

(5) その他

- ① スマートフォンの利活用及びスマートフォンを活用することによる固定内線電話の今後の利活用についても提案すること。



指宿庁舎 2階



○電話交換室：1階警備員室までLANケーブルを4条敷設

IP電話設置箇所示す

2階平面図 S=1:150

図名	指宿庁舎 2階平面図
縮尺	1:150
作成者	建築士 〇〇〇
承認者	建築士 〇〇〇
作成日	〇〇/〇〇/〇〇
図番	指宿庁舎 2階平面図

